平成２８年（フ）第６２９号
東京都八王子市中野上町５丁目26番８号
破産者　ワタエ　エルディン
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０２０号
東京都八王子市小比企町1550番地１ピュア坂下第２　102号
破産者　礒間　　純
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市室村町１丁目３番地
破産者　大垣食肉供給センター協同組合
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４７８号
京都市中京区西ノ京小堀町２番地の４
破産者　株式会社シーズン
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
京都府向日市上植野町定使田20番地２
破産者　株式会社トキタ
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
岡山市北区三手332番地の６
破産者　有限会社のぞみ
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１号
岡山市北区津高771番地１パインリンク津高402、旧住所岡山市東区西隆寺589番地
破産者　赤坂　一郎
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目15番35号
破産者　有限会社いただ喜
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３３号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目15番35号
破産者　喜井　健司
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５７号
岡山市東区鉄273番地50、開始決定時の住所岡山市東区槍原546番地13
破産者　萩原　幹雄
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２０号
岡山市北区久米361番地４
破産者　細井　　哲
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３５号
岡山市南区藤田457番地
破産者　佐藤　真紀
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６４号
岡山市南区築港栄町28番５号ポレスターブロードシティ岡山南1506号
破産者　木村利恵こと　盧　　貞善（ＮＯＨ　ＪＵＮＧＳＵＮ）
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
熊本県天草市佐伊津町608番地２
破産者　明瀬　忠光
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２３５号
神奈川県平塚市松風町18番41号　コーポスドウ202
破産者　西本　憲昭
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８４号
熊本県菊池市泗水町永3253番地１　九建Ⅱ202号、開始決定時の住所鹿児島県出水市上知識町614番地
破産者　池林　祐樹
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
沖縄県豊見城市字平良221番地18　北分譲Ｅ―29
破産者　小橋川　清
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５１号
函館市弥生町13番２号
破産者　池田　広宣
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９号
青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字駒木沢67番地３、旧住所神奈川県横浜市港北区大倉山５丁目５番35―201号
破産者　石郷　美春
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２６号
千葉県船橋市前原東１丁目４－４ブルーポイント201、開始決定時の住所宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目14番地６
破産者　佐々木百合子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部